

かいてき 便り

最近の動向

「社会保障審議会介護給付費分科会が開催されました」
「介護保険サービス事業者の指定取消処分について」

お知らせ

「特定事業所集中減算の届出について」
「指定更新通知書を発送しました」
「指定更新申請書を発送しました」

平成 20 年 7 月 1 日発行

第48号

社会保障審議会介護給付費分科会が開催されました

最近の動向

さる6月18日、社会保障審議会第51回介護給付費分科会が開催されました。
主な内容は次のとおりです。

- (1) 介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため法令遵守等の業務管理体制整備の義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策など、所要の改正を行なう法律案が国会に提出されました。
- (2) 各々のサービス費用について実態を明らかにし、介護報酬算定の基礎資料を得ることを目的として、平成19年度に介護事業経営概況調査を行ないました。

施設や事業所の事業の実施状況及び収入、支出の状況について調査結果が報告されました。今後、実施中の詳細調査の結果を秋までに取りまとめ、平成21年度介護報酬改定に向け、サービス毎の分析に加え、地域や規模・設置主体といった様々な観点から分析を行ない、基礎資料にする予定です。

- (3) 介護サービス事業の事務負担の見直し

事務負担の現状を踏まえ、事務手続き・書類について可能なものから削減・簡素化することにより、効率的な事業運営や介護従事者の負担の軽減を図る。一方で現行の事務手続き・書類については、適切な介護サービスの提供を確保することを目的として求められているものであるから、削減・簡素化を行なっても必要な情報が得られるものについて具体案を検討することになります。

見直しの対象となる事務手続き書類の概要(案)は、他の事務手続き・書類と重複しているため代替するもの様式や項目を削減・簡素化するもの、事務手続き・書類作成の頻度の見直し、都道府県、市町村の独自の判断により国が求めているものより詳細、又は頻度が高いもの見直しが検討されています。

- (4) 介護予防施策について、導入前の状況に比べ悪化者の発生率の低下等介護予防効果が認められるなどの分析が行なわれました。

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 TEL03-5320-4595

介護保険サービス事業者の指定取消処分について

最近の動向

東京都福祉保健局は、平成20年6月17日に、「株式会社ホワイトケアコミュニティ」が運営する訪問介護、介護予防訪問介護の指定事業所「あおぞらヘルパーステーション」及び居宅介護支援の指定事業所「あおぞらケアプランセンター」(荒川区所在)について、平成20年7月16日の満了をもって指定を取消することを決定しました。主な処分理由は、以下のとおりです。

(1) 訪問介護

ア 不正請求 当該事業者が経営する「ライフサポートハウス」に訪問介護員が常駐し、施設的なサービスを提供しているにもかかわらず、1対1の訪問介護サービスを行ったとして介護報酬を請求、受領した。さらに、実際には提供していないサービスや実際よりも長いサービス時間を実績として記録すること等により、介護報酬を請求、受領した。

イ 居宅サービス等に関する不正又は著しく不当な行為 サービス提供記録等への利用者確認印は、各利用者が押印するのではなく、事務員が毎日押印し提出していた。

ウ 運営基準違反 管理者が、従業者及び業務の管理を行わず、更に訪問介護員の業務の実施状況を把握していなかった。また、サービス提供責任者が事務所に常勤専従で勤務していない。

(2) 居宅介護支援

- ア 不正請求 施設と同様のサービスを提供していると認識しながら、虚偽の居宅サービス計画を作成し、介護報酬を請求し受領した。
- イ 居宅サービス等に関する不正又は著しく不当な行為 介護支援専門員は、利用者へのモニタリングやサービス内容の確認を行っていなかった。
- ウ 人員基準違反 管理者が不在である。

(3) 介護予防訪問介護

上記(1)により、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防訪問介護サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に従い適正な介護予防訪問介護サービスの事業の運営ができなくなった。

詳細は、東京都福祉保健局hpに掲載されています。

東京都介護サービス情報 > 事業者に関する情報

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

【問い合わせ先】指導監査部指導第一課 TEL 03 - 5320 - 4290

特定事業所集中減算の届出について

お知らせ

すべての居宅介護支援事業所においては、特定事業所集中減算チェックシートを作成し、2年間保存する必要があります。このチェックシートは、平成20年3月1日から平成20年8月末日までの居宅介護計画に位置付けた訪問介護、通所介護及び福祉用具貸与の紹介率が最も高い法人の名称等について記載するものです。

いずれかのサービスについて、紹介率最高法人が計画数に占める割合として90%を超えた場合は、チェックシートを東京都に郵送してください(受付期間9月1日から9月16日必着)。 3つのサービスがいずれも90%以下の場合は提出する必要はありません。

なお、「正当な理由」の判断基準における『判定期間中に新規指定を受けた居宅介護支援事業所』とは、平成20年4月1日以降に新規指定を受けた事業所のことを指しますので、ご注意ください。

< 郵送先 > 163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係
平成12年老企第36号では都道府県知事への書類の提出は前期分については9月15日までとされていますが、3連休のため、東京都においては、16日必着とします。

チェックシートの様式、基準の詳細及び「正当な理由」の判断基準(18福保高介第537号)

東京都介護サービス情報 > 厚生労働省告示・報酬算定基準・通知等 > 特定事業所集中減算

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

【問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL 03 - 5320 - 4593

指定更新通知書を発送しました

お知らせ

平成12年、平成13年、平成14年7月1日に指定を受けた事業所・施設(介護保険課所管)については、指定更新通知書を6月下旬に事業所宛に発送しました。

なお、更新申請書を提出した事業所で、更新申請の取下げを希望する場合は、廃止届の提出及び更新の取下げ手続きが必要です。詳しくは下記にお問い合わせください。

指定更新申請書を発送しました

お知らせ

平成13年、平成14年、平成15年1月1日に指定を受けた事業所・施設(介護保険課所管)については、指定更新申請書を6月下旬に発送しました。提出期限は、**平成20年7月31日**です。指定更新申請書に印刷されている内容は、平成20年6月9日時点の審査完了データですので、申請書発行以降に印刷されている内容に変更等があった場合でも、変更届が提出されていれば問題ありません。

東京都介護サービス情報 > 事業者指定更新

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/koshin/index.html)

【更新関係】 問い合わせ専用ファックス 03 - 5388 - 1425

問い合わせ専用メールアドレス ml-19kaigo-koushin@section.metro.tokyo.jp